

デイサービス元気倶楽部コグニライフ 地域密着型通所介護運営規程

(目的)

第1条 株式会社ドゥ・ウェルフェア（以下「事業者」という。）が開設する、指定地域密着型通所介護事業所 デイサービス元気倶楽部コグニライフ（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所において提供する指定地域密着型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 事業者は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係市町村・居宅介護支援事業者・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス元気倶楽部コグニライフ
- (2) 所在地 静岡県浜松市東区豊町2472-2

(従業員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は指定地域密着型通所介護の利用申込にかかる調整、地域密着型通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の相談・援助その他必要な業務の提供にあたる。

- (3) 介護職員 1名以上

介護職員は利用者の身体の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や、そ

その他必要な業務の提供にあたる。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上をするための訓練指導、助言を行う。

(5) 看護職員 1名以上

看護職員は利用者の身体の状態等を的確に把握し、必要な健康管理、緊急時の対応その他必要な業務の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

(2) 営業時間 8時30分から17時30分

(3) サービス提供時間 1単位 9時30分から16時35分

(4) 時間延長サービス 7時30分から9時30分まで、16時35分から19時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

定員：18人（介護予防通所サービスの利用者含む）

(指定地域密着型通所介護の提供方法・内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、以下のとおりとする。なお、サービスは地域密着型通所介護計画に基づいて行うものとする。

(1) 身体介護に関すること

日常生活活動能力の程度により、自立支援を促すとともに必要な支援及びサービスを提供する。排泄の介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体介護

(2) 機能訓練に関すること

体力や能力の低下の防止に必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行う。

(3) 生きがい活動・サービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるように、生きがい活動・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間作り、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自身の回復や情緒安定を図る。（レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操等）

(4) 送迎に関すること

利用者の居宅と事業所との間において、送迎サービスを提供する。

(5) 介護全般の相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業所との連携等)

第8条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

(地域密着型通所介護計画の作成等)

第9条 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、地域密着型通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった地域密着型通所介護計画を作成する。

2 指定地域密着型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者又は家族に対し地域密着型通所介護計画を作成し交付する。

4 利用者に対し地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 職員は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日・内容・当該指定地域密着型通所介護について介護保険法第42条の2第6項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記録する。

(指定地域密着型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から表1に掲げる費用を徴収することができるものとする。

表1

項 目	金 額(税込)	備 考
オムツ代/枚	130円	利用枚数による。持参可
リハビリパンツ/枚	110円	利用枚数による。持参可
パット/枚	40円	利用枚数による。持参可
食費	648円	
材料費	実費	

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して

事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

- 4 指定地域密着型通所介護の利用者は、当事業者の定める期日に、別途契約書で指定する方法により利用料の支払いをすること。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、浜松市東区、浜北区、中区、北区全域（但し三ヶ日町を除く）、南区白脇地区、新津地区、飯田地区、天竜区二俣町、鹿島、横山、山東、阿多古、春野町とする。

(同意事項)

第13条 指定地域密着型通所介護の提供をするにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に重要事項説明書による説明を行い、同意を得てサービス提供する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従業者は、指定地域密着型通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 従業者は、指定地域密着型通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害に備えるため、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的計画を作成し、避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

消火訓練：年1回

避難訓練：年1回

通報訓練：年1回

震災訓練：年1回

(衛生管理及び職員の健康管理等)

第16条 事業者は、指定地域密着型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業者は、従業者に対して感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が機能訓練器具を利用する場合は、従業者立会いのもとで使用する。また体調が思わしくない利用者には、その旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第 18 条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 従業員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 指定地域密着型通所介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業者は、この事業を行うため、ケース記録・利用契約書・利用者負担金徴収簿・その他必要な帳簿を整備する。
- 5 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、2020年10月1日から施行する。

この規程は、2021年12月1日から施行する。